

仕 様 書

第1 委託件名

平成 29 年度ユニークベニュープロモーション展開に係る PR パンフレット制作業務委託

第2 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）ではインバウンド等におけるビジネスイベント（MICE）等向けに東京ならではのユニークな施設等（以下「ユニークベニュー」という。）の利用促進を図ることで、ビジネスイベント開催都市としての東京の魅力を高める事業を実施している。東京都内の都立及び民間の施設等を対象に、ユニークベニューとして効果的に PR するためのイメージパンフレット制作を行う。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 30 年 3 月 29 日まで

第4 全体スケジュール

受託者は、受託決定後速やかに、詳細スケジュールを提出すること。

第5 委託内容

平成 28 年度作成した都立施設パンフレット、民間等施設パンフレットを改訂し、新たにユニークベニューパンフレット（以下「平成 29 年度版パンフレット」という。）を作成する。平成 29 年度版パンフレットは、都立施設と民間等施設を 1 冊にまとめたものとする。

- 1 都立施設ユニークベニュー（日本語及び英語）の情報更新及び更新に伴うレイアウト・デザイン変更及び制作
- 2 民間等施設ユニークベニュー（日本語及び英語）の情報更新及び更新に伴うレイアウト・デザイン変更及び制作
 - （1）民間等施設ユニークベニュー（平成 28 年度掲載済み施設）の情報更新
 - （2）民間等施設ユニークベニュー（平成 29 年度新規掲載施設）の素材収集及び制作
- 3 1、2 の情報を踏まえた平成 29 年度版パンフレット（日本語及び英語併記、以下「和英併記」という。）のレイアウト・デザイン作成及び制作

上記につき、内容を企画提案し、原稿作成、編集、デザイン・レイアウト作成、校正及び印刷・製本を行うこと。詳細は別紙 1 「委託内容詳細」及び別紙 2 「民間等施設提供情報例」を参照。

第6 成果物の納品等

1 成果物

- （1）パンフレット冊子 1 種類（10,000 部）

A4 横版（表紙 5 色/本文 4 色）、100 ページ程度（両面印刷）

(2) PDF データ

- ・フリッカー用 PDF
- ・ウェブダウンロード用 PDF

(3) 編集可能な形式の版下データ

アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

(4) 制作に伴い受託者が購入及び撮影した写真データ。パンフレットに掲載していない写真を含む。A4 サイズの印刷に使用できる程度の解像度で納品のこと。

2 納期（予定）

平成 30 年 3 月 29 日（木）午前

3 納入場所

財団及び東京都等

第 7 著作権の処理

- 1 本件委託にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、財団帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。作成等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
- 2 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 3 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む）、テンプレート等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団が行う観光振興に係る事業活動の中等で使用することがある。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第 8 守秘義務等

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第 9 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第10 個人情報保護

別紙3「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

第11 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

第12 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 受託者が良好な履行を行ったと財団が判断する場合、翌年度の同一事業に限り、財団は最大2回の契約更改ができるものとする。ただし、平成30年度以降の本事業の実施や規模については、平成30年度以降別途提示することとする。
- 3 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 4 障害・事故等が発生した場合は、直ちに財団へ連絡後、速やかにこれを処理し書面で報告を行うこと。
- 5 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 安島・中島 電 話：03-5579-2684 F A X：03-5579-2685
--